

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔 令和 2 年 10 月 30 日
閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 1 月 31 日閣議了解） 3、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 6 日閣議了解） 5、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 12 日閣議了解） 4、中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 26 日閣議了解） 3、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）（令和 2 年 3 月 6 日閣議了解） 3 及び中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 3 月 10 日閣議了解） 3 に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、特定の国若しくは地域又はそれらの州その他これに準ずる行政区画（以下「特定国・地域等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特定国・地域等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に当該特定国・地域等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行し

ている船舶であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

- 3 1及び2に基づく取扱いについては、11月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。

以 上